

参加者基金所要額に関する規則の一部改正について

1 参加者基金所要額に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（参加者基金所要額）</p> <p>第2条 各 DVP 参加者の参加者基金所要額は、別表によるものとする。ただし、当社は、当該 DVP 参加者が合併する場合その他必要と認める場合は、参加者基金所要額を臨時に変更することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（追加損失負担金）</u></p> <p><u>第3条 業務方法書第88条第2項に規定する当社が規則で定めるものは、別表第1項に規定する基礎所要額及び追加所要額の合計額とする。</u></p> <p>別表</p> <p>参加者基金所要額の計算に関する表</p> <p>1. 参加者基金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。</p> <p><u>参加者基金所要額 = 基礎所要額 + 追加所要額 + 超過関係法人等所要額</u></p> <p>（注1） （略）</p> <p>（注2） 「追加所要額」は、<u>参加者基金基本総額（基礎所要額</u></p>	<p>（参加者基金所要額）</p> <p>第2条 各 DVP 参加者の参加者基金所要額は、別表「<u>参加者基金所要額の計算に関する表</u>」によるものとする。ただし、当社は、当該 DVP 参加者が合併する場合その他必要と認める場合は、参加者基金所要額を臨時に変更することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表</p> <p>参加者基金所要額の計算に関する表</p> <p>1. 参加者基金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。</p> <p><u>参加者基金所要額 = 基礎所要額 + 追加所要額</u></p> <p>（注1） （略）</p> <p>（注2） 「追加所要額」は、<u>参加者基金所要総額（すべての DVP</u></p>

及び追加所要額の総額として、すべてのDVP参加者の参加者決済額の相当範囲を上回る金額として当社が別に定める額をいう。以下同じ。）から基礎所要額にDVP参加者数（業務方法書第51条第2項に規定する適用日におけるDVP参加者の数をいう。）を乗じて得た額（以下「基礎所要額総額」という。）を減じて得た額を各DVP参加者に対する当社の債務引受額に応じて配賦して得た額とし、次項により計算する。

（注3） 「超過関係法人等所要額」は、その差引支払限度額合計（差引支払限度額に関する規則第3条第1項に規定する差引支払限度額合計をいう。）が超過関係法人等限度額（同第4条第1項に規定する超過関係法人等限度額をいう。以下同じ。）の適用を受けるDVP参加者グループ（同第3条第1項に規定するDVP参加者グループをいう。以下同じ。）に属するDVP参加者が当社に預託すべき額とし、第3項により計算する。

2. 追加所要額は、次の計算式により計算される額（小数点以下は切り上げる。）とする。

$$\text{追加所要額} = \text{個別配賦額} \times \text{追加係数}$$

（注1） 「追加係数」は、参加者基金基本総額から基礎所要額総額を減じて得た額を、次の（注2）に規定する差引支払額ピーク平均値（基金）のうち最大の値から基礎所要額総額を減じて得た額で除して得た額（小数点第13位以下は切り上げる。）とする。

（注2）～（注5） （略）

（注6） 最大関係法人等限度額（差引支払限度額に関する規則

参加者の参加者決済額の相当範囲を上回る金額として当社が別に定める額をいう。以下同じ。）から基礎所要額にDVP参加者数（業務方法書第51条第2項に規定する適用日におけるDVP参加者の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（以下「基礎所要額総額」という。）を減じて得た額を各DVP参加者に対する当社の債務引受額に応じて配賦して得た額とし、次の2.により計算する。

（新設）

2. 追加所要額は、次の計算式により計算される額（小数点以下は切り上げる。）とする。

$$\text{追加所要額} = \text{個別配賦額} \times \text{追加係数}$$

（注1） 「追加係数」は、参加者基金所要総額から基礎所要額総額を減じて得た額を、次の（注2）に規定する差引支払額ピーク平均値（基金）のうち最大の値から基礎所要額総額を減じて得た額で除して得た額（小数点第13位以下は切り上げる。）とする。

（注2）～（注5） （略）

（新設）

第3条第1項に規定する最大関係法人等限度額をいう。)の適用を受け、同別表第2項の減額後の差引支払限度額を計算した後においては、当該適用を受ける日の前日以前の期間における差引支払額ピーク値は、当該適用後に適用される差引支払限度額(業務方法書第46条第1項に規定する差引支払限度額をいう。以下同じ。)を勘案して、当社がその都度定める額とする。

3. 超過関係法人等所要額は、次に掲げる順序に従って計算する。

(新設)

(1) 超過関係法人等限度額の適用を受ける DVP 参加者グループごとに、当該超過関係法人等限度額から流動性基本総額(業務方法書第69条第1項の規定に基づき当社が差引受取参加者に対する支払債務を履行するのに足りる必要最小限の資金総額として当社が別に定める額をいう。)を差し引いた額(以下「超過関係法人等所要額合計」という。)を算出する。

(2) すべての DVP 参加者グループにおける超過関係法人等所要額合計について、その額が小さい超過関係法人等所要額合計(同一の額のもの複数ある場合には、そのうちの一の値に限る。以下この号において同じ。)から順に、当該超過関係法人等所要額合計とその次に額が大きい超過関係法人等所要額合計との差額を計算する。

(3) すべての DVP 参加者グループにおける超過関係法人等所要額合計のうち、最も小さい超過関係法人等所要額合計(同一の超過関係法人等所要額合計が複数ある場合は、そのうちの一の値に限る。)については第1号に規定する DVP 参加者グループに属する DVP 参加者に、前号により計算した各差額については当該各差額に係る DVP 参加者(その DVP 参加者グループの超過関係法人等所要額合計が当該各差額の算出に用いた大きい方の超過関係法人等所

要額合計以上である場合に限る。）に、差引支払額ピーク平均値（基金）に基づき配賦し、その配賦額を DVP 参加者ごとに合計する。

この場合において、前項の規定を準用する。

（注）超過関係法人等限度額の適用を受け、超過関係法人等所要額を計算した後においては、超過関係法人等所要額の適用を受ける日の前日以前の期間における差引支払額ピーク値は、当該適用後に適用される差引支払限度額を勘案して、当社がその都度定める額とする。

2 附 則

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。